

令和2年9月3日

保護者様

京都市立上賀茂小学校
校長 谷 武彦

台風に対する非常措置について（保存版）

日頃は、本校の教育にご支援、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、気象情報でご承知のことと存じますが、現在台風10号が接近しています。特別警報級の勢力に発達し、西日本に接近または上陸の恐れがあるとの情報です。当初の予報よりは西にそれているような気もしますが安心はできません。6日（日）から明け7日（月）にかけて特に影響が出るようですので、早めに台風への備えを終わらせていただきますようお願いいたします。大雨や土砂災害にも充分お気をつけください。また、すでにお知らせさせていただいておりますが、『台風・地震等による災害に対する非常措置』についても再度確認させていただきます。

なお、これから台風が頻繁に発生する季節を迎えるにあたり、このお知らせをご家庭で保存していただき、下記の通りご判断いただければと思います。

台風により**京都市**（テレビやラジオにおいては、**京都南部**または**京都・亀岡**地域と報道される場合があります）に「**暴風警報**」が発令された場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の報道に注意してください。

記

1 登校前に発令された場合

①「**暴風警報**」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

②「**暴風警報**」が解除された場合については、以下の措置をとります。

午前7時までに解除になった場合	平常授業
午前9時までに解除になった場合	3校時（午前10時35分）から始業
午前11時までに解除になった場合	5校時（午後1時25分）から始業 ※ただし給食は中止します。
午前11時現在、警報発令中の場合	臨時休業

2 在校中に発令された場合

- ・ 気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、中途帰宅させるかどうかを決定します。
- ・ 対応は、家庭環境調査票に記載していただいた緊急時対応（町別集団下校または学校待機）に基づいて行います。「学校待機」の児童については、必ず保護者の方のお迎えをお願いします。

【 暴風警報は発令されず、特別警報が発令された場合 】

- ・ 朝、発令されている場合は、休校とします。
- ・ 在校中に発令された場合は、解除もしくは安全が確認できるまで、児童を学校に留め置きます。
※「全員学校待機」の措置を取りますので、保護者等が学校までお迎えに来てください。